量子計算クラウドサービス利用規約（ベータ版）

量子計算クラウドサービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）には、OptQC 株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する第１条で規定する本サービスにおける、当社と契約者の皆様との権利義務関係が定められています。本サービスは、量子計算機を用いた計算環境を提供するものであり、その性質上、第２章に定める特性を有します。契約者の皆様が本サービスを利用する際には、本規約の全文をお読み頂いた上で、本規約に同意頂く必要があります。

第１章　基本事項

第１条（定義）

本規約において、次の各用語の定義は次のとおりとします。

本サービス	当社が提供する、量子計算環境をインターネットを通じて契約者に利用させるサービス（OptQC Cloud）
量子計算環境	量子プロセッサ、古典計算資源並びにこれらを制御し又は接続するための装置及びソフトウェアその他当社が本サービスにおいて計算資源として提供する設備の総体
量子プロセッサ	量子計算環境のうち、量子モードを用いて演算を行う装置
古典計算資源	量子計算環境のうち量子プロセッサ以外の計算資源であって、量子計算機の動作を模擬するシミュレータ及び量子プロセッサと組み合わせて用いる古典計算機を含むもの
開発用ソフトウェア	当社が本サービスの利用のために契約者等に提供するソフトウェア開発キット、ライブラリ、アプリケーション・プログラミング・インターフェースその他のソフトウェア及びその関連文書
ジョブ	契約者等が本サービスに投入する、量子回路その他の計算処理の実行単位
ショット	ジョブに含まれる量子回路の１回の実行
キャリブレーション	量子計算環境の性能を維持し、又は測定するために当社が行う調整、校正、測定及びこれらに準ずる作業
計算結果データ	ジョブの実行により出力されるデータであって、測定結果、実行時の量子計算環境の状態に関する情報及び実行に関するログを含むもの
利用契約	本規約の定めに基づき当社と契約者との間で成立する、本サービスの利用等に関する契約

利用契約等	利用契約及び本規約
契約者	本規約の定めに基づき当社との間で利用契約を締結した法人その他の団体等（事業として又は事業のために契約の当事者となる個人を含む。）
認定利用者	契約者によって正当に本サービスの利用が認められた契約者の役員、従業員（派遣社員を含みます。）その他の構成員
契約者等	契約者及び認定利用者
クレデンシャル情報	契約者等が本サービスを利用する際の認証に用いるＩＤ、パスワード、アクセストークンその他の認証情報
当社設備	当社が、本サービスを提供するために利用するコンピュータ、量子計算環境、電気通信回線、電気通信設備その他のハードウェア及びソフトウェア（第三者から借り受け、又は、第三者から提供を受けているものを含みます。）
契約者設備	契約者が、本サービスを利用するためのコンピュータ、電気通信回線、電気通信設備その他のハードウェア及びソフトウェア（第三者から借り受け、又は、第三者から提供を受けているものを含みます。）
対象データ	本サービスを通じて契約者等が当社に提供したすべてのデータ（ジョブに含まれる量子回路、そのパラメータ及び入力データを含みます。）
知的財産	発明、考案、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報
知的財産権	特許権、実用新案権、意匠権、著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）その他の知的財産に関して法令により定められた権利（特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利その他知的財産権の設定を受ける権利を含む。）
実施等	特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第３項に定める行為、著作権法第２条第１項第１５号及び同項第１９号に定める行為
個人情報等	個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）に定める個人情報及び匿名加工情報
輸出管理関係法令	外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）、輸出貿易管理令、外国為替令、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令その他の外為法の関

	係法令及び関係通達並びに米国輸出管理規則（Export Administration Regulations）その他の外国における輸出管理及び経済制裁に関する法令
居住者	外為法第６条第１項第５号に定める居住者
非居住者	外為法第６条第１項第６号に定める非居住者
反社会的勢力	暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者

第２条（利用契約の締結）

1　本サービスの利用を希望する者（以下、「申込者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意の上、当社所定の方法で当社が定める一定の情報（以下、「登録情報」といいます。）を当社に提供することで、本サービスの利用の申込みを行うことができます。

2　当社は、当社の基準に従って申込者の本サービスの利用の可否を判断して、当社がその利用を可と判断した場合に、その旨を申込者に通知します。当社がその通知を発信した時点をもって、利用契約が契約者と当社の間に成立し、契約者は利用契約等に従って本サービスを利用することができます。

3　当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する又は該当するおそれがあると当社が判断した場合、申込者の本サービス利用の申込みに対して承諾しないことがあります。

(1)　過去に本規約又は利用契約違反があり、当社から利用契約解除又は利用停止等の処分を受けている場合

(2)　登録情報に正確ではない情報又は虚偽の情報が含まれている場合

(3)　当社の本サービスの運営、本サービスの提供に支障をきたすおそれがある場合、又は他の契約者の本サービスの利用を妨害するおそれがある場合

(4)　第２９条から第３１条までに関する当社の確認に対し、申込者が当社が求める情報を提供しない場合、又は提供された情報の内容に照らして本サービスの提供が輸出管理関係法令に違反するおそれがあると当社が判断した場合

(5)　反社会的勢力に該当する場合

(6)　その他当社が不適当であると合理的な理由に基づき判断する場合

4　前項の規定に基づいて申込者の本サービスの利用を認めないと判断した場合であっても、当社はその理由について開示する義務を負いません。

第３条（本規約との優先関係）

当社と契約者との間で個別契約を締結した場合において、本規約に定めがない事項を個

別契約で規定したとき、又は本規約と個別契約との間でその内容に矛盾が生じたときは、個別契約が優先して適用されます。

第４条（本規約の変更）

1　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、必要に応じ、随時、本規約の全部又は一部を変更することができ、契約者は、これらの変更を当社が行うことをあらかじめ本規約をもって承諾するものとします。

(1)　変更の内容が、契約者の一般の利益に適合するとき。

(2)　変更の内容が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2　当社は、本規約の全部又は一部を変更する場合には、当該変更の内容及び変更後の本規約の効力発生日を、契約者に通知し、又は当社のＷＥＢサイトに掲載する方法その他の適切な方法により周知するものとします。なお、効力発生日までに当該通知又は周知を怠ったときは、前項に基づく本規約の変更は、効力を有しません。

3　契約者が前項の通知を受け、若しくは前項の周知がされた後、本サービスを利用した場合、契約者は、前項に定める効力発生日から変更後の本規約が適用されることに同意したものとします。

第５条（登録情報の変更）

登録情報に変更があった場合、契約者は、当社所定の方法でその旨通知・連絡をするものとします。契約者が登録情報の変更を速やかに通知・連絡しなかったことによって契約者等に損害が生じたとしても、当該損害について当社は一切責任を負いません。

第６条（再委託等）

1　当社は、本サービスにおける業務の全部又は一部を契約者の承諾を得ることなしに、第三者に再委託できるものとします。この場合、当社は、当該再委託先に対して本規約で定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

2　当社は、量子計算環境の全部又は一部について、第三者が保有し、又は運用する設備を用いて本サービスを提供する場合があります。この場合、契約者等が投入したジョブ及び対象データは、当社が管理する設備の外において当該第三者により処理されることがあり、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。

第２章　量子計算環境の特性

第７条（量子計算環境の特性に関する契約者の理解）

1　契約者は、量子計算環境が研究開発の途上にある技術を用いた計算環境であり、次の各号に掲げる特性を有することを理解した上で、本サービスを利用するものとします。

(1)　量子計算の結果が確率的な性質を有し、同一のジョブを実行した場合であってもその結果が一致しないこと

(2)　量子モードがその周囲の環境との相互作用により量子状態を失うこと（デコヒーレンス)、ゲート操作及び測定に誤りが伴うことその他の要因により、計算結果に誤りが含まれること

(3)　量子計算環境の性能が、キャリブレーションの実施状況、時間の経過、温度、振動その他の環境条件によって変動すること

(4)　キャリブレーション、保守、部品の交換その他の作業のために、量子計算環境の全部又は一部を利用できない時間が生ずること

(5)　量子計算環境の性能が、当社が公表し又は契約者に提供した数値と一致しないことがあること

2　当社は、量子計算環境の性能について、いかなる水準をも保証しません。当社が量子計算環境の性能に関する数値を公表し、又は契約者に提供した場合であっても、当該数値は、その測定の時点における測定結果を示すものにすぎず、将来にわたる性能を約するものではありません。

3　契約者は、本サービスの利用に先立ち、自らの利用目的に照らして量子計算環境が適合するか否かを、自らの責任と費用をもって検証するものとします。

4　当社は、量子計算環境の性能が当社の定める基準を下回った場合であっても、ジョブの受付け及び本サービスの提供を継続することがあります。

第８条（計算結果の性質及び検証）

1　当社は、計算結果データについて、その正確性、完全性、有用性、契約者の利用目的への適合性その他一切の事項を保証しません。

2　契約者は、計算結果データを利用するにあたり、必要な回数のショットの実行、誤りの抑制若しくは訂正の手法の適用、古典計算資源による検算その他の方法により、自らの責任と費用をもってその妥当性を検証するものとします。

3　契約者は、計算結果データを、人の生命、身体又は財産に重大な影響を及ぼすおそれのある判断の唯一の根拠として用いてはならないものとします。

4　当社は、計算結果データに誤りが含まれていたこと又は契約者等が計算結果データを利用したことにより契約者等又は第三者に生じた損害について、一切責任を負いません。

第９条（量子計算環境の構成の変更等）

1　当社は、いつでも、当社の裁量により、量子計算環境の構成（量子プロセッサの種類、量子モードの数、量子モードの接続関係、利用することができるゲートの種類、古典計算資源の構成及び開発用ソフトウェアの仕様を含みます。）を変更することができます。

2　当社は、いつでも、特定の量子プロセッサの提供を終了することができます。この場合、当社は、提供終了予定日の１ヶ月前までに、電子メールによる送信その他当社が適当と認める方法により契約者に通知するものとします。ただし、量子プロセッサの故障、部品の調達の困難その他やむを得ない事由がある場合は、事後の通知をもって足りるものとします。

3　当社は、本条第１項及び第２項に基づき当社が行った措置により契約者等に生じた損害について一切責任を負いません。

第３章　本サービスの変更等

第１０条（本サービスの内容の変更等）

1　当社は、いつでも本サービスの内容の全部又は一部を変更し、又は本サービスの提供を終了することができます。

2　当社が前項の措置をとる場合、当社は、契約者に対して、電子メールによる送信その他当社が適当と認める方法により、本サービスの提供の終了の場合はその終了予定日の１ヶ月前までに（ただし、当該期限による通知が困難な事由がある場合は、可能な限り速やかに)、通知・連絡するものとします。

3　当社は、本条第１項に基づき当社が行った措置に基づき契約者等に生じた損害について一切責任を負いません。

4　当社が本サービスの提供を終了する場合、当社は、代替サービスの提供、データの移行支援その他の措置を講じる義務を負いません。

第１１条（本サービスの一時的な停止又は中断）

1　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に事前に通知又は連絡することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止又は中断することができます。

(1)　サーバ、通信回線その他の本サービスの利用のための設備の故障、障害の発生又はその他の事由により本サービスの提供ができなくなった場合

(2)　本サービスにおいて利用しているシステムの保守、点検、修理、変更を定期的又は緊急で行う場合

(3)　量子計算環境のキャリブレーション、保守、点検、修理又は部品の交換を定期的又は緊急で行う場合
(4)　量子計算環境の冷却装置、光源、真空装置、電源その他の付帯設備に異常が生じた場合又はその調整が必要となった場合
(5)　火災、停電などにより本サービスの提供ができなくなった場合
(6)　地震、噴火、洪水、津波などの天災により本サービスの提供ができなくなった場合
(7)　戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議、疫病の蔓延等その他不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
(8)　法令による規制、司法命令等の適用により本サービスの提供ができなくなった場合
(9)　その他、運用上、技術上又は事業上、当社が本サービスの提供を一時的に停止又は中断する必要があると判断した場合

2　当社は、前項に定める本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止又は中断したことにより契約者等に損害が生じたとしても、その損害について一切責任を負いません。

3　当社は、第１項に基づき本サービスを停止又は中断した場合であっても、当該停止又は中断の理由を契約者に説明する義務を負いません。

4　第１項各号に定める事由のいずれかによって本サービスを提供できなかった期間に発生した本サービスの利用料金について、当社は返却を行いません。

第４章　本サービスの利用

第１２条（本サービスの種類及び内容）

1　本サービスの種類、内容、契約者等が利用できるサービスの種類は、別紙、本サービスに関するＷＥＢサイト、本サービスの営業資料その他各種資料で定めるものとします。

2　本サービスの提供区域は、日本国内のみです。契約者等は、当社の書面による事前の承諾なく、日本国外から本サービスにアクセスし、又は日本国外において本サービスを利用してはならないものとします。

3　本サービスに関するサポート（アカウント関連、API・SDK の使用方法、障害調査、アルゴリズム相談等の非リアルタイムによる問い合わせ対応等を含みます。）は、当社と契約者との間で別途個別契約において提供を定めた場合に限り提供されるものとします。

4　前項の個別契約がない限り、当社は利用契約に基づくいかなるサポートの提供義務

も負いません。

5　当社は、契約者に対し、本サービスの利用に関するマニュアルその他の資料を提供することがあります。かかるマニュアルその他の資料には、当社が本サービスを提供するために契約者が遵守し、又は満たすべき義務、技術的要件、技術標準その他の事項を定めることがあります。契約者がこれらを履行し又は充足しない場合、当社は、何らの責任を負うことなく、本サービスの提供を停止し、若しくは遅延させることができるものとし、当該不履行又は不充足により追加対応が必要となったときは、当社は契約者に対し、当該追加対応に係る費用を請求し、又は利用料金の改定を申し入れることができるものとします。

第１３条（クレデンシャル情報の管理）

1　契約者は、本サービスを利用する際の認証に使用するクレデンシャル情報を、自己の責任において、適切に管理及び保管するものとし、これを第三者（本サービスの他の契約者を含みます。）に使用をさせ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をすることは一切できないものとします。

2　前項のクレデンシャル情報を認証に用いて本サービスが利用された場合、当該利用は、当該クレデンシャル情報を付与された契約者により行われたものとみなされ、当該クレデンシャル情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって契約者に生じた損害について当社は一切責任を負いません。

3　契約者は、クレデンシャル情報を認定利用者ごとに管理し、複数の者が同一のクレデンシャル情報を共用することのないようにするものとします。

4　契約者は、クレデンシャル情報の漏えいが生じ、又は生じたおそれがある場合、直ちに当社に連絡しなければならないものとします。当社は、当該連絡を受けた場合、第三者による不正利用を防止するため、当該クレデンシャル情報の利用停止その他の措置を講じることができます。

第１４条（利用料金）

1　本サービスの利用料金は、別紙、見積書又は本サービスに関するＷＥＢサイトで定めるところに従い、各アカウントに係る基本料金及び各アカウントの利用量に応じた従量料金の合計額として算定されるものとします。

2　基本料金は、当社が付与したアカウントごとに発生するものとします。

3　従量料金は、各アカウントによる計算ステップ数、ジョブ件数、ショット回数、量子プロセッサの占有時間、古典計算資源の使用量その他当社が定める利用量に応じて算定します。

4　当社は、契約者に対し、契約者に属する複数のアカウントに係る利用料金を一括し

て請求することができるものとし、当該請求に際して、当社所定の方法によりアカウントごとの明細を提示します。

5　当社は、契約者単位で、アカウント数その他の条件に応じた割引又は個別価格を設定することができます。

6　ジョブが取り消された場合、中断した場合又は契約者が期待する計算結果が得られなかった場合であっても、当該ジョブの実行のために量子計算環境が使用された限りにおいて、当社は、その使用に係る利用料金を請求することができます。

7　契約者があらかじめ量子プロセッサを占有する時間を確保した場合、当社は、契約者が当該時間を実際に使用したか否かにかかわらず、確保された時間に応じた利用料金を請求することができます。

8　利用契約が終了した場合、その事由の如何を問わず、既に当社が受領している利用料金の返金はできません。また、契約者に付与された利用枠のうち未使用の部分は、次の期間に繰り越すことができず、換価又は払戻しの対象となりません。

第１５条（遅延利息）

契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日までの日数に、年１４．６％の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの利用料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。

第１６条（認定利用者による本サービスの利用）

1　契約者は、認定利用者に対し、本サービスの利用について、本規約の内容を周知徹底し、本規約における契約者と同等の義務を遵守させます。

2　認定利用者による本サービスの利用は、契約者による利用とみなされ、認定利用者による利用及びその結果について契約者がすべての責任を負うものとします。

3　契約者は、第３０条に定める確認のために当社が求める情報を、認定利用者ごとに当社に提供するものとします。

4　契約者が認定利用者以外の第三者に本サービスを利用させた場合、当該第三者の行為について、契約者が一切の責任を負うものとします。

第１７条（契約者設備）

1　契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持し、自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。

2　前項に定める契約者設備、インターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

3　当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

第１８条（ジョブの投入及び実行）

1　契約者等は、当社が定める方法、形式及び制限に従って、ジョブを本サービスに投入するものとします。

2　投入されたジョブは、当社が定める順序及び優先度に従って実行されます。当社は、ジョブが投入された時から実行が開始されるまでの待ち時間、ジョブの実行に要する時間及びジョブが完了する時期について、一切保証しません。

3　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に事前に通知又は連絡することなく、ジョブの受付を拒否し、又は実行中のジョブを中断し若しくは取り消すことができます。

(1)　ジョブが当社の定める形式、規模又は実行時間の上限に適合しない場合

(2)　ジョブの実行が量子計算環境に過度の負荷を与え、又は他の契約者による本サービスの利用を妨げるおそれがある場合

(3)　ジョブの内容が第２０条又は第３１条に違反し、又は違反するおそれがあると当社が判断した場合

(4)　量子計算環境の保守、キャリブレーションその他運用上又は技術上の必要がある場合

(5)　契約者が、利用枠その他当社が定める利用の上限を超えた場合

(6)　その他当社がジョブの受付、実行の継続又は完了が適当でないと判断した場合

4　当社は、前項に基づく措置により契約者等に生じた損害について一切責任を負いません。

5　契約者があらかじめ確保した量子プロセッサを占有する時間が終了した時点において実行が開始されていないジョブは、取り消されるものとします。当該時間は、次の期間に繰り越すことができません。

第１９条（計算資源の公平な利用）

1　量子計算環境は、複数の契約者によって共用されます。契約者は、他の契約者による本サービスの利用を妨げないよう、当社が定める利用の上限ステップ数その他の条件に従って本サービスを利用するものとします。

2　当社は、契約者の間の公平な資源の配分のために必要と判断した場合、契約者ごとのジョブの実行の順序、優先度及び利用することができる資源の量を調整することができます。

第２０条（禁止事項）

契約者は、次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれのある行為をしてはならないものとします。

(1)　法令に違反する行為
(2)　公序良俗に違反する行為
(3)　当社又は第三者の財産権（知的財産権を含む。）、営業秘密、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為
(4)　他人になりすまして本サービスを利用する行為
(5)　クレデンシャル情報を他人に利用させる行為
(6)　本サービスのネットワーク又はシステムに過度の負荷をかける行為
(7)　当社が推奨する環境以外の環境で本サービスを利用する行為
(8)　当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者が遵守せずに本サービスを利用する行為
(9)　本サービス、量子計算環境及び開発用ソフトウェアについて、その手法を問わず、構造、機能、処理方法等を解析し、一部若しくは全部の複製を作成し、又はソースコードを得ようとする行為
(10)　本サービス、量子計算環境及び開発用ソフトウェアに対し、不正なデータ、命令、プログラム等を入力する行為
(11)　当社が定める上限を超える規模又は実行時間のジョブを反復して投入する行為その他ジョブの投入に関する当社の制限を回避する行為
(12)　本サービスへのアクセス元の所在地又は契約者等の属性を偽り、又は隠ぺいする行為
(13)　本サービスを契約者の自らの業務目的以外の目的で使用又は利用する行為
(14)　本サービスを第三者に利用させ、若しくは再販し、又は本サービスを用いて第三者に対して計算に関するサービスを提供する行為
(15)　競合する製品若しくはサービスの開発を目的として本サービスにアクセスし又は使用する行為
(16)　暗号資産（仮想通貨）のマイニングを目的として本サービスを利用する行為
(17)　当社が定める本サービスの利用方法に違反する行為
(18)　当社の書面による事前の承諾なく、本サービス又は当社設備に対して脆弱性診断、侵入テストその他のセキュリティ検査を実施する行為
(19)　本サービスの円滑な実行のために必要な事項として当社が遵守を求める事項に違

反する行為

(20) 前各号に掲げるもののほか、本サービスの円滑な運営を妨げると当社が判断する行為

第５章　データ及び情報等の取扱い

第２１条（秘密保持）

1　当社及び契約者は、利用契約を通じて知り得た、当社あるいは契約者が開示にあたり、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報である旨を表示した上で開示した情報（以下、「秘密情報」といいます。）を、秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、又は、秘密情報を利用契約に基づく権利の行使若しくは義務の履行以外の目的で利用してはならないものとします。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示請求者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができます。

2　量子計算環境の構成、性能及び稼働の状況に関する情報並びに開発用ソフトウェアの内容に関する情報は、前項の表示がされたか否かにかかわらず、当社の秘密情報とみなします。

3　次の(1)～(6)のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらないものとします。

(1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報

(2) 秘密情報に依拠することなく被開示者が独自に生成した情報

(3) 開示の時点で公知の情報

(4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

(5) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報

(6) 契約者が当社に提供したフィードバック（第２６条第４項に定義されるものをいいます。）

4　秘密保持義務は、利用契約が終了した後も２年間継続するものとします。

5　当社は、本サービスに係るセキュリティ事故が発生した場合、契約者に対し、過度の遅滞なく、当社が合理的に把握している範囲内の情報を通知するものとします。

6　契約者が本サービスに係るセキュリティについて確認を求めた場合、当社は、当社が別途定める標準セキュリティレポートにより、当社の合理的な範囲でこれに対応するものとします。標準セキュリティレポートの範囲を超える確認については、当社は、別途費用を契約者に請求することができます。

第２２条（個人情報の取扱い）

本サービスに関連して、当社が契約者の個人情報を取得した場合、当社は、個人情報保護法及び関連するガイドライン等を遵守し、当社が別途定める「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」（以下、「プライバシーポリシー」といいます。）に従って、同プライバシーポリシー記載の利用目的の達成に必要な範囲で個人情報等を取り扱うものとします。

第２３条（対象データの取扱い）

1　契約者は、当社に提供する対象データについて、本サービスにおいて利用することその他本サービスにおける取扱いに必要な一切の権利、許諾その他の権限を適法に取得していることを表明し、保証します。

2　当社は、契約者から取扱いの委託に伴って提供を受けた対象データについて、本サービスを提供するために必要な限度で取り扱うものとし、善良な管理者の注意をもって管理を行います。

3　当社が契約者から当社へ対象データを第三者提供することに関する同意（なお、対象データに個人情報が含まれる場合は、契約者の同意に加えて、その個人情報の本人（以下、「本人」といいます。）の同意を含みます。）を取得した場合、前項の規定にかかわらず、当社は、対象データの第三者提供を受けることができます。その場合、当社は、前項に基づき取扱いの委託に伴って提供を受けた対象データと、第三者提供を受けた対象データを明確に区分して分別管理を行います。

4　当社は、前２項に基づいて契約者から提供を受けた対象データを本サービスの品質又は機能の改善、統計情報の取得その他本サービスを提供する目的で利用することができるものとします。ただし、当社は、前項に基づいて提供を受けた対象データを、当社が定めるプライバシーポリシーで定める利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。

5　当社は、対象データを契約者及び本人の書面による同意なくして、さらに第三者に提供することはありません。ただし、当社は、取得した対象データを当社のグループ企業との間で共同利用をする場合があります。その場合は、当社が定めるプライバシーポリシーで必要な事項を定め、本人が認識しうる状態におきます。

6　当社は、前項の規定にかかわらず、本サービスの提供のために必要な範囲で、当社が定める代理店その他の委託先に対象データの取扱いの委託に伴って提供する場合があります。ただし、この委託先による契約違反、個人情報保護法違反について、当社がすべての責任を負います。

第２４条（計算結果データの取扱い）

1　計算結果データは、契約者に帰属します。ただし、当社は、本サービスの提供、量

子計算環境の保守及び障害の解析、本サービスの品質又は機能の改善並びに統計情報の取得のために必要な限度で、計算結果データを利用することができます。

2　当社は、計算結果データを当社が定める期間保存し、当該期間の経過後はこれを削除することができます。当社は、計算結果データを永続的に保管する義務を負いません。

3　前項の期間は、本サービスに関するＷＥＢサイトその他当社が定める方法により契約者に周知します。

4　当社は、計算結果データの削除に先立って契約者に通知する義務を負いません。契約者は、利用契約の存続期間中に自らの責任において計算結果データを取得するものとします。

第２５条（利用状況に関する情報）

当社は、本サービスの提供の過程で取得した利用状況に関する情報、当社の設備等に対する負荷その他契約者の本サービスの利用に関する情報（ジョブの件数及び規模、ショットの回数、量子プロセッサを占有した時間並びに誤りの発生の状況に関する情報を含みます。）を、自らのサービスの開発、本サービスの品質又は機能の改善、統計情報の取得を目的として使用又は利用することができるものとします。

第２６条（知的財産権）

1　本サービスに関連する知的財産権は、すべて当社及び当社が実施等の許諾を受けている第三者に帰属します。

2　利用契約に基づく本サービスの利用又は利用の許諾は、本サービスの利用に必要な範囲を超えた、本サービスに関連する知的財産権の実施等の許諾を意味しません。

3　前２項の規定にかかわらず、契約者等が本サービスを利用して作成した量子回路及びプログラムに関する知的財産権は、契約者に帰属します。ただし、開発用ソフトウェア及びこれに含まれる技術に関する知的財産権は、当社又は当社に実施等を許諾した第三者に留保されます。

4　契約者等が当社に対して本サービスに関する改善の提案、意見、要望その他の情報（以下、「フィードバック」といいます。）を提供した場合、当社は、フィードバックを無償で、期間及び地域の制限なく、自由に利用することができます。契約者は、フィードバックに関して当社に対して何らの権利を主張しないものとします。

第２７条（開発用ソフトウェアの利用条件）

1　当社が契約者等に提供する開発用ソフトウェアについて、契約者等は、本サービスを利用し、又は本サービスと連携するアプリケーションの開発及び運用の目的に限り、これを使用することができます。契約者等は、開発用ソフトウェアを第三者に譲

渡し、又は再許諾してはならないものとします。また、契約者等は、開発用ソフトウェアについて、その手法を問わず、リバースエンジニアリング又は解析を行ってはならないものとします。

2　当社が契約者等に提供するサンプルコードについて、契約者等は、本サービスを利用し、又は本サービスと連携する目的に限り、これを改変、複製及び自己のアプリケーションへの組み込みを行うことができます。ただし、サンプルコードは現状有姿で提供されるものであり、当社はその動作及び欠陥の不存在について一切保証しません。

3　当社が契約者等に提供するマニュアルその他の文書について、契約者等は、第三者への無断転載、公衆送信、販売又は競合する製品若しくはサービスの作成を目的とした利用をしてはならないものとします。

第２８条（成果の公表及び性能の評価）

1　契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、本サービスの性能に関する測定、比較又は評価の結果（他の計算環境との比較を含みます。）を第三者に開示し、又は公表してはならないものとします。

2　契約者が本サービスを利用して得られた成果を学術論文、学会発表その他の方法により公表する場合、契約者は、当社が別途定める方法により、本サービスを利用した旨を表示するものとします。

3　契約者は、前項の公表を行う場合、公表に先立ち、当社に対して合理的な期間をもってその内容を通知するものとします。当社は、当該内容に当社の秘密情報が含まれる場合又は量子計算環境に関する記載に誤りがある場合に限り、契約者に対してその修正を求めることができます。

4　当社は、契約者の書面による事前の承諾を得た場合に限り、契約者の名称、商標及び本サービスの利用事例を当社のＷＥＢサイト、営業資料その他の媒体に掲載することができます。

第６章　安全保障貿易管理及び利用目的の制限

第２９条（輸出管理関係法令の遵守）

1　当社及び契約者は、本サービスの利用に関し、輸出管理関係法令を遵守するものとします。

2　契約者等は、当社の書面による事前の承諾なく、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。

(1)　日本国外から本サービスにアクセスし、又は日本国外において本サービスを利用

すること

(2)　本サービスを非居住者又は日本国籍以外の者に利用させること

3　契約者は、本サービスの利用により得られた成果の取扱いについて、自らの責任と費用をもって、輸出管理関係法令上必要となる手続を行うものとします。

4　当社は、輸出管理関係法令の遵守のために必要と判断した場合、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止し、又は制限することができます。この場合、当社は、これにより契約者等に生じた損害について一切責任を負いません。

第３０条（利用者資格の確認）

1　契約者は、本契約の締結日及び有効期間中、契約者等が適用ある輸出管理法令に基づき、本サービスの提供を受けることが禁止または制限されている者に該当しないことを表明及び保証するものとします。

2　契約者は、認定利用者を、次の各号のいずれかに該当する者に限るものとします。

(1)　居住者

(2)　前号に掲げる者以外の者であって、当社が書面により承諾した者

3　契約者は、当社の求めに応じ、認定利用者について、氏名、国籍、在留資格、所属、職務内容、居住地その他当社が指定する事項に関する情報を当社に提供するものとします。

4　契約者は、認定利用者が、外国の政府、法人その他の団体との間の契約に基づく義務を負うこと、これらの者から経済的な利益を受けていることその他の事由により、これらの者の指示又は実質的な支配の下にあると認められる場合、本サービスの利用開始前であればあらかじめ、開始後に判明した場合には速やかにその旨を当社に通知するものとします。

5　契約者は、前２項に基づき当社に提供した情報に変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社に通知するものとします。

6　当社は、本条に基づく情報の提供がない場合又は提供された情報の内容に照らして本サービスの提供が適当でないと判断した場合、本サービスの全部若しくは一部の提供を停止し、又は特定の認定利用者による本サービスの利用を認めないことができます。

7　契約者は、当社の求めに応じ、輸出管理関係法令における特定類型該当性に関する確認書その他当社が指定する書類を提出するものとします。

第３１条（利用目的の制限）

1　契約者は、本サービスを、契約者の適法な事業又は研究の目的のために利用するものとします。

2　契約者等は、本サービスを次の各号に掲げる目的又は用途に利用してはならないものとします。

(1)　核兵器、化学兵器若しくは生物兵器又はこれらの運搬手段であるロケット若しくは無人航空機の開発、設計、製造、使用又は貯蔵

(2)　前号に掲げるもののほか、軍事の用に供される装備品の開発、設計、製造又は使用

(3)　当社又は第三者が正当な権限に基づき用いる暗号又は認証の仕組みについて、その権限を有する者の同意を得ることなく、これを解読し、又はその強度を減殺することを目的とする計算

(4)　情報システム、電気通信回線又はデータに対する不正なアクセスを目的とする計算

(5)　人の生命、身体又は財産に重大な危険を生じさせるおそれのある用途

(6)　前各号に準ずる用途として当社が定める用途

3　前項第３号の規定は、暗号技術の安全性の評価、耐量子計算機暗号の研究その他の学術的又は技術的な研究を目的とする利用であって、当社が書面により承諾したものには適用されません。

4　契約者は、本サービスの利用を開始するに際し、当社所定の方法により、本サービスの利用の目的を当社に申告するものとします。契約者等は、申告した目的の範囲を超えて本サービスを利用してはならないものとします。

5　契約者は、当社の求めに応じ、本サービスの利用の目的及びジョブの内容について、当社に説明するものとします。

6　当社は、契約者等が本条に違反し、又は違反するおそれがあると判断した場合、契約者に事前に通知することなく、ジョブの実行を中断し、又は本サービスの全部若しくは一部の提供を停止することができます。この場合、当社は、これにより契約者等に生じた損害について一切責任を負いません。

第７章　免責・責任等

第３２条（非保証）

1　当社は本サービスについて、その品質、機能、動作、商品性、バグ又はセキュリティ脆弱性の不存在、契約者の本サービスの利用目的への適合性、契約者の本サービスを利用することで達成できる事業的成功、第三者の知的財産権の非侵害その他の事項

に関して一切保証しません。

2　当社は、量子計算環境の性能、稼働率及び可用性、ジョブの実行の成否並びに計算結果データの正確性についても、前項と同様に一切保証しません。

第３３条（自己責任）

契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じ。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって当該クレーム等を処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

第３４条（バックアップ）

1　契約者は、対象データ及び計算結果データの滅失又は毀損に備え、自らの責任において同一のデータ等をバックアップとして作成し保存するものとします。

2　当社は、対象データ及び計算結果データについて以下の義務を負いません。

(1)　対象データ及び計算結果データを契約期間終了後も永続的に保管し続ける義務

(2)　対象データ及び計算結果データのバックアップを作成し保管する義務

(3)　対象データ及び計算結果データの滅失、毀損又は削除により契約者に損害が生じないようにする義務

3　当社は、本サービスの提供の終了時又は利用契約の終了時において、第２４条第２項の規定にかかわらず、対象データ及び計算結果データを削除することができます。この場合、当社は、特段の事由のある場合を除き、削除予定日の１０日前までに、契約者に対し電子メールその他の方法により通知するものとします。

4　契約者は、前項の通知に記載された削除予定日までに対象データ及び計算結果データのバックアップを取得するものとします。当社は、削除予定日経過後の対象データ及び計算結果データの保持について義務を負いません。

第３５条（損害賠償）

1　当社が利用契約等に関して契約者等に対し負う責任の範囲は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、当社の利用契約等の違反が直接の原因で契約者に発生した通常損害に限定され、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は責任を負わないものとします。

2　何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、契約者等に生じた損害につき、契約者が当社に支払った対価の１ヶ月分（直近１ヶ月分を指すものとする。）に相当する金額を超えて賠償する責任を負わないものとします。

3　本条第１項及び第２項の規定は、当社に故意又は重大な過失がある場合は適用されません。

第３６条（免責）

前条の規定にかかわらず、当社は、その法律上の請求原因の如何を問わず、以下の事由により契約者等又は第三者に発生した損害についての責任を負いません。

(1)　天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力に起因する損害
(2)　契約者設備の障害又は本サービスを提供するために当社設備までのインターネット接続サービスの不具合等を含む契約者の接続環境の障害に起因する損害
(3)　当社が指定していない契約者設備又は推奨環境を利用したことによって生じた損害
(4)　当社設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
(5)　量子計算環境の性能の変動、キャリブレーションの状態又は計算結果データに含まれる誤りに起因する損害
(6)　ジョブの待ち時間、ジョブの受付の拒否、中断又は取消しに起因する損害
(7)　当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの当社設備への侵入に起因する損害
(8)　善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない当社設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受に起因する損害
(9)　当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
(10)　第２０条又は第２９条から第３１条までの規定に契約者等が違反したことに起因して当該契約者に発生した損害
(11)　電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
(12)　その他当社の責に帰すべからざる事由に基づいて発生した損害

第８章　利用契約の存続・終了

第３７条（契約の有効期間）

1　利用契約は、第２条の定めに基づき利用契約が成立した日から、１年間有効に存続するものとします。
2　前項の定めにかかわらず、利用契約の最低契約期間は１ヶ月とします。契約者は、利用契約成立の日から１ヶ月を経過するまでの間は、利用契約を解約することができません。

3　前項の定めにかかわらず、当社が契約者に対し、又は契約者が当社に対し、前項の期間満了の１ヶ月前までに、当該期間の満了をもって利用契約を終了する旨を通知しなかったときは、利用契約は自動的に１年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第３８条（解約）

1　契約者は、当社に対し、解約希望日の１ヶ月前までにその旨を通知することにより、所定の手続きに従って、解約希望日をもって、利用契約を解約できるものとします。当社は、契約者に対し、解約希望日の１ヶ月前までにその旨を通知することにより、解約希望日をもって、何ら責任を負うことなく、利用契約を解約できるものとします。

2　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に通知することにより、直ちに利用契約の全部又は一部を解除できるものとします。

(1)　本サービスの提供に使用するソフトウェア又はその他の技術を提供する第三者との契約その他の取引関係が、理由を問わず終了したとき、又は当該ソフトウェア若しくはその他の技術の提供方法の変更により、本サービスの提供の継続が困難となったとき

(2)　法令、規則その他公的要請を遵守するため必要があるとき、又は契約者による本サービスの利用若しくは契約者に対する本サービスの提供が、禁止され、制限され、又は困難となると当社が判断したとき

第３９条（解除）

1　契約者が、次に定める事項のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当社が判断するときは、当社は、事前に通知又は催告をすることなく、直ちに、利用契約の全部又は一部を解除できるものとします。

(1)　本規約のいずれかの条項に違反したとき

(2)　第２０条又は第２９条から第３１条までのいずれかの規定に違反したとき、又は第２９条から第３１条までに関する当社の確認に対し、契約者が、当社が求める情報を提供しないとき、若しくは提供された情報の内容に照らして本サービスの提供が輸出管理関係法令に違反するおそれがあると当社が判断したとき

(3)　登録情報に虚偽の事実又は誤りがあったとき

(4)　契約者が過去に当社が運営するサービスの利用の停止等の処分を受けていることが判明したとき

(5)　契約者が支払停止若しくは支払不能となり、又は契約者に対し破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあったとき

(6)　当社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して、契約者が１ヶ月以上

連絡・応答がないとき

(7)　その他本サービスを提供することが不適当であると当社が判断したとき

2　本条第１項に基づき、当社が利用契約を解除したとしても、当社の契約者に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとします。

第４０条（反社会的勢力の排除）

1　契約者及び当社は、相手方に対し、次の各号の事項をすべて保証するものとします。

(1)　自らが反社会的勢力に該当しないこと

(2)　反社会的勢力が自らの経営を支配していないこと

(3)　反社会的勢力が自らの経営に実質的に関与していないこと

(4)　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していないこと

(5)　反社会的勢力に対し資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと

(6)　その他、自らの役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

2　一方当事者が、前項の各号のいずれかに該当する場合、相手方は、何らの催告なしに、利用契約を解除することができます。

第４１条（期限の利益の喪失）

契約者は、利用契約の終了により、当社に負担する一切の債務について、期限の利益を当然に喪失し、当社に対し、その債務を直ちに弁済しなければならないものとします。

第４２条（利用契約終了後の措置）

1　契約者等は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたり当社から提供をうけた機器、ソフトウェア及びそれに関わるすべての資料等（複製物を含みます。）を利用契約終了後直ちに当社に返還し、契約者が管理する設備等に格納された開発用ソフトウェア、資料等がある場合はそれらを直ちに消去するものとします。

2　当社は、利用契約が終了した場合、契約者から取扱いの委託に伴って提供を受けた対象データは、速やかに削除します。

3　当社は、利用契約が終了した場合、第２４条第２項に定める期間の経過をもって計算結果データを削除することができます。

4　利用契約が終了した場合又は本サービスの利用が停止された場合、契約者等は、本サービスを通じて対象データ及び計算結果データを閲覧し、又は取得することはできません。

第４３条（存続条項）

利用契約が終了した後であっても、第８条第４項、第９条第３項、第１０条第３項、第１１条第２項及び第３項、第１３条第２項、第１６条第２項、第１８条第４項、第２１条から第３６条まで並びに第４０条から第４８条までの各規定の効力は有効に存続するものとします。

第９章　その他一般条項

第４４条（通知・連絡）

1　当社から契約者等への通知・連絡は、電子メールによる送信その他当社が適当と認める方法により行われるものとします。

2　当社が電子メールを用いて契約者等に対して通知を行う場合には、当該電子メールを当社が契約者等に向けて発信した時点をもって、契約者等に通知が到達したものとみなします。

第４５条（権利義務移転の禁止）

契約者は、当社の書面による事前の承諾のない限り、利用契約等によって生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはなりません。

第４６条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第４７条（準拠法）

利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は日本法とします。

第４８条（管轄）

利用契約等に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

最終更新日：２０２６年９月３０日